

医療型短期入所モデル事業について

資料 7

○ 事業目的

在宅で生活し医療行為や医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の介護は、主に家族が担っているが負担が大きく、支援体制の整備が求められている。

このため、介護者が病気や冠婚葬祭等のため一時的に介護することができない場合の対応として、また、常時介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的として、医療型短期入所の整備を推進するもの。

○ 事業内容

医療機関に医療型短期入所の病床を常時確保し、実施機関に対しては、診療報酬と医療型短期入所の介護給付費の差額及び空床確保時の経費を補填することにより、利用者の受入を促進するもの。

○ 実施機関

① 登米市立米谷病院

登米市東和町米谷字元町200
平成28年10月1日事業開始

② 栗原市立若柳病院

栗原市若柳字川北原畑23-4
平成29年10月1日事業開始

<県内の医療型短期入所事業所>

